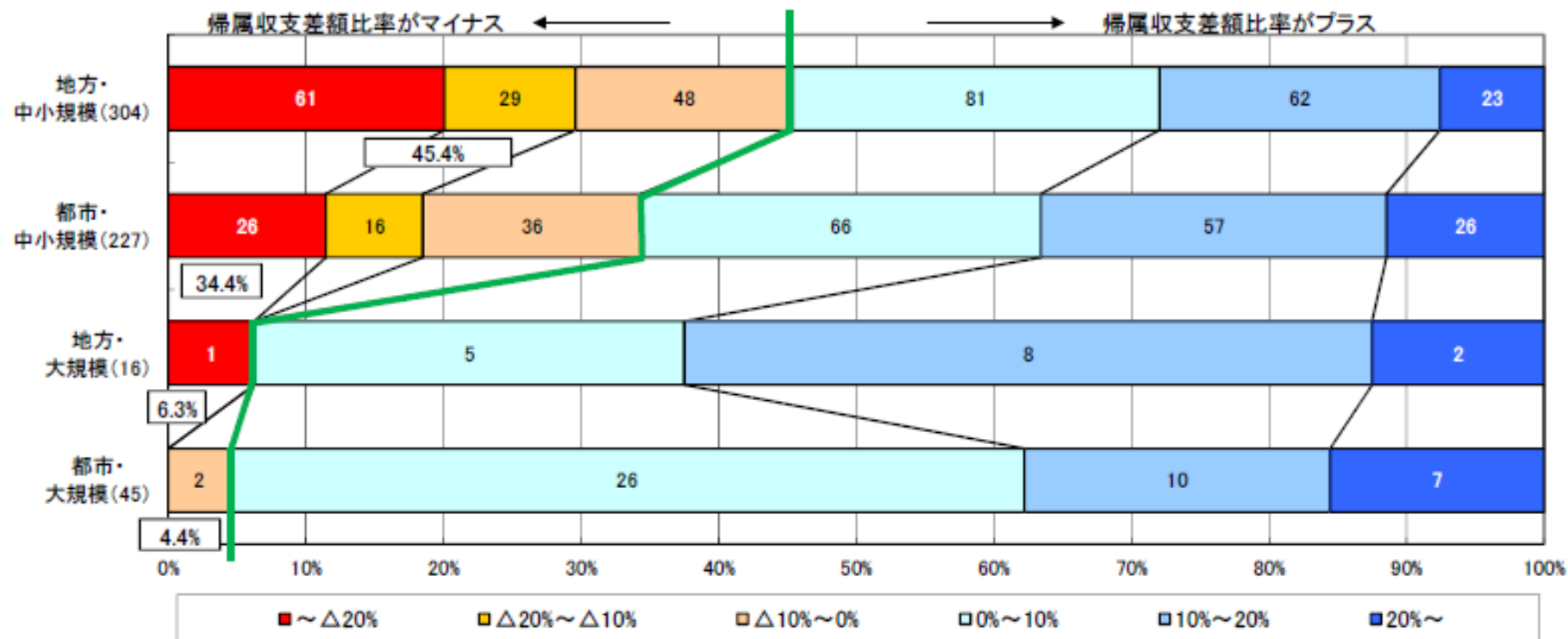


# 学校法人の経営等に関する参考資料

# 経営支援の概況

# 帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。  
 ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



帰属収支差額:学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

- ・都市:政令指定都市、東京都
- ・地方:上記以外
- ・大規模:在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模:在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※    は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	304	51.4	505,939	24.8
都市・中小規模	227	38.3	506,348	24.8
地方・大規模	16	2.7	229,792	11.3
都市・大規模	45	7.6	800,173	39.1
計	592	100.0	2,042,252	100.0

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」

# 私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

## ○大学の収支状況

(単位: 億円)

年 度		4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集計学校数	a	校 378	校 425	校 507	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592
帰属収入	b	21,843	26,813	29,895	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234
消費支出	c	17,578	21,618	25,798	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450
帰属収支差額	d = b - c	4,265	5,195	4,097	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	19.5%	19.4%	13.7%	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 48	校 133	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219
割合	g = f ÷ a	13.8%	11.3%	26.2%	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%

## ○短期大学の収支状況

(単位: 億円)

年 度		4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集計学校数	a	校 495	校 499	校 460	校 404	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333
帰属収入	b	5,893	5,345	3,386	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941
消費支出	c	4,219	4,489	3,355	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939
帰属収支差額	d = b - c	1,674	856	31	▲1	▲59	▲125	▲129	▲83	53	▲45	▲35	2
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	28.4%	16.0%	0.9%	▲0.0%	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 136	校 244	校 212	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187
割合	g = f ÷ a	10.5%	27.3%	53.0%	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%

## ○高等学校の収支状況

(単位: 億円)

年 度		4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集計学校数	a	校 1,255	校 1,279	校 1,268	校 1,290	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288
帰属収入	b	11,375	11,413	10,693	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848
消費支出	c	9,439	10,381	10,338	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294
帰属収支差額	d = b - c	1,936	1,032	355	33	▲78	▲172	59	189	134	274	275	554
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	17.0%	9.0%	3.3%	0.3%	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 182	校 336	校 513	校 670	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521
割合	g = f ÷ a	14.5%	26.3%	40.5%	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%

○ 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※) 出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要になる。

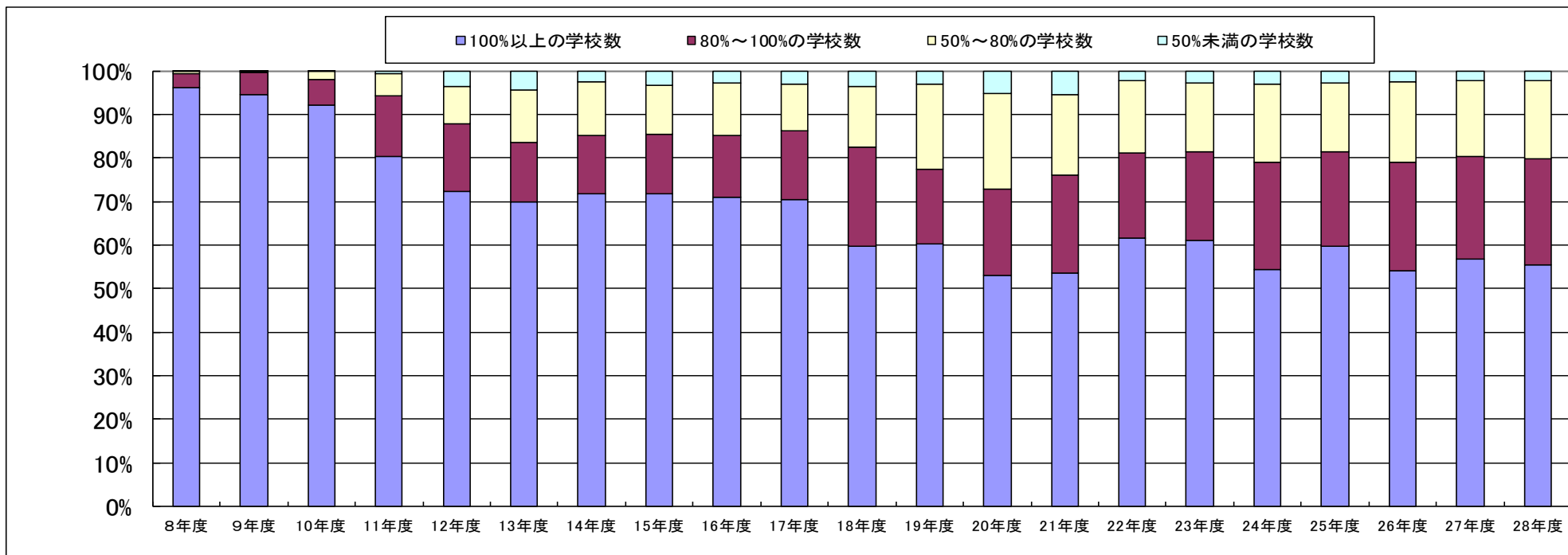
# 私立大学の入学定員充足状況

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大 学 数	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577
100%以上の学校数	403	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320
割合	96.2%	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%
80%～100%の学校数	13	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140
割合	3.1%	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%
50%～80%の学校数	2	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104
割合	0.5%	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%
50%未満の学校数	1	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13
割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%

入学定員未充足校	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257
割合	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%

充足率80%以上校	416	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460
割合	99.3%	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



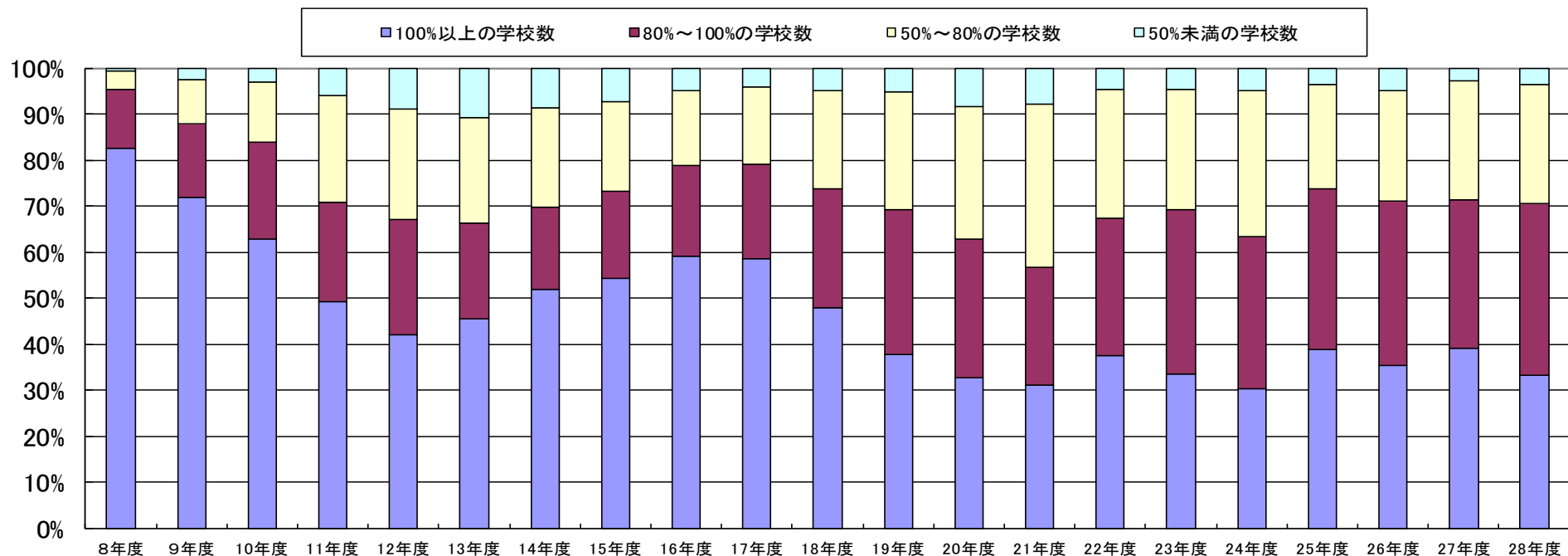
## 私立短期大学の入学定員充足状況

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
短期大学数	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311
100%以上の学校数	405	354	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103
割合	82.5%	71.8%	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%
80%～100%の学校数	63	79	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116
割合	12.8%	16.0%	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%
50%～80%の学校数	20	48	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81
割合	4.1%	9.7%	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%
50%未満の学校数	3	12	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11
割合	0.6%	2.4%	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%

入学定員未充足校	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208
割合	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%

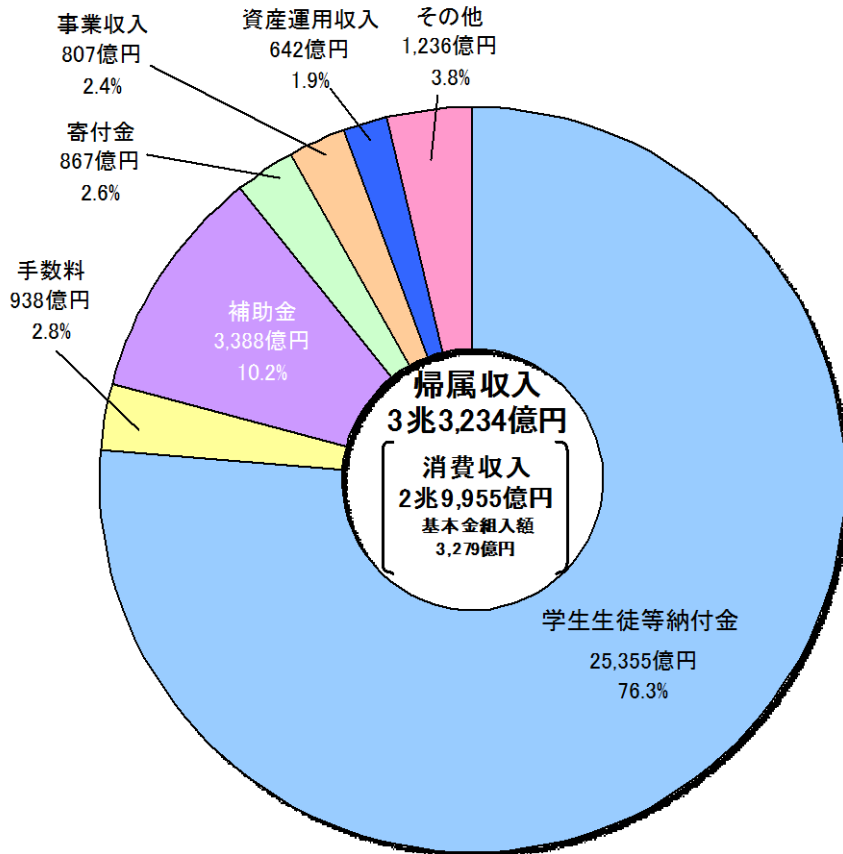
充足率80%以上校	468	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219
割合	95.3%	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	<b>69.2%</b>	<b>63.3%</b>	<b>73.8%</b>	<b>70.9%</b>	<b>71.4%</b>	<b>70.4%</b>

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



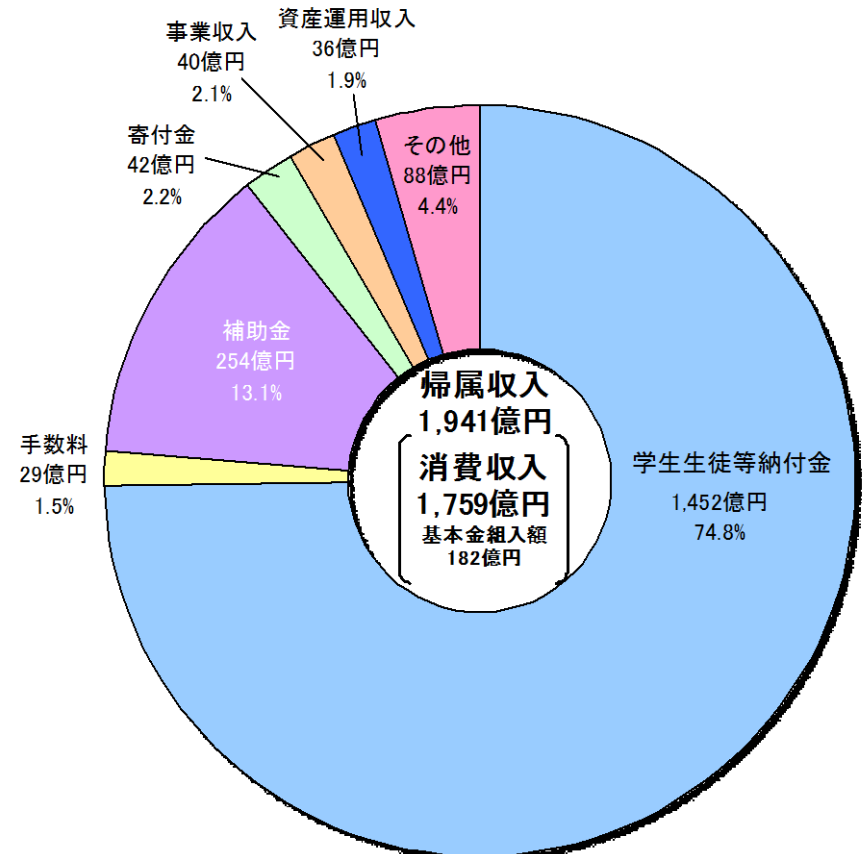
# 私立大学（私立短期大学）の収入状況

## 私立大学



※592大学の消費収支計算書を集計

## 私立短期大学



※333短期大学等の消費収支計算書を集計

- 帰属収入とは  
帰属収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。
- 基本金とは  
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

# 学校法人経営に係る文部科学省の取組

## ◆ 学校法人運営調査

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)

第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。

4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。

・H27より委員を増員  
30→35名

※参考:委員構成

- ・私学理事(長)、学長/経験者
- ・弁護士 公認会計士
- ・研究者/教授 行政経験者
- ・民間経験者(マスコミ・ジャーナリスト等)

**指導・助言**

学校法人運営調査委員

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面 管理運営面 教学面

**指導・助言に対する  
改善状況報告**

・H27より調査校数を拡充  
年間30→50法人程度

**2020年までに全学校法人の約半数に実施予定**

対象:全文部科学省所轄学校法人  
制度発足以来、**延べ約1200法人に調査を実施**

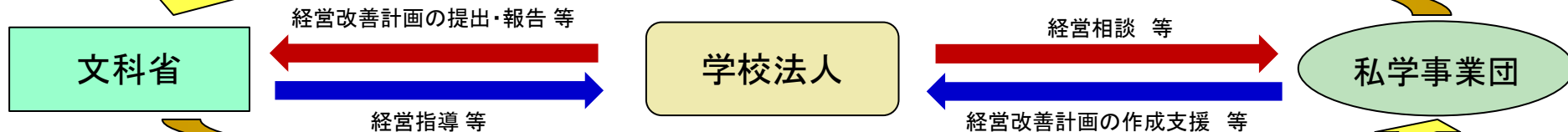
各学校法人

一部法人

## ◆ 経営状況の改善・指導

経営状況の特に厳しい学校法人については、ヒアリングの実施や、経営改善計画(5カ年)の作成など、毎年度、改善状況の報告を求めるとともに、経営状況が改善するまで個別に指導を継続。

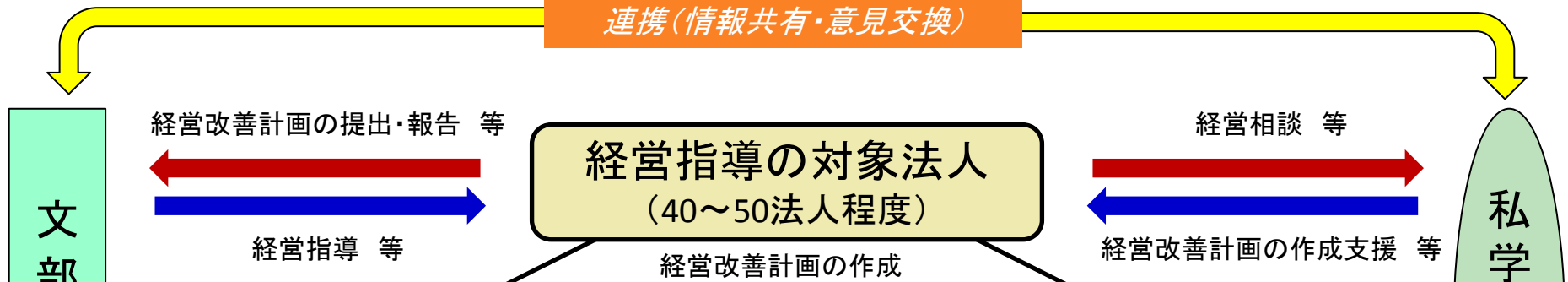
連携(情報共有・意見交換)





# 学校法人に対する経営指導体制

連携(情報共有・意見交換)



経営指導の対象法人  
(40~50法人程度)

経営指導 等

経営相談 等

経営改善計画の作成支援 等

経営改善計画の作成

文部科学省

私学事業団

## 【経営改善計画(モデル)】

1. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
2. 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
3. 実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
  - (1) 教学改革計画
    - ① 設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
    - ② 学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
    - ③ カリキュラム改革・キャリア支援等
  - (2) 学生募集対策と学生数・学納金等計画
  - (3) 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
  - (4) 人事政策と人件費の抑制計画
  - (5) 経費抑制計画(人件費を除く)
  - (6) 施設等整備計画
  - (7) 借入金等の返済計画
4. 組織運営体制
  - (1) 理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
  - (2) 情報公開と危機意識の共有
5. 財務計画表
6. 経営改善計画実施管理表

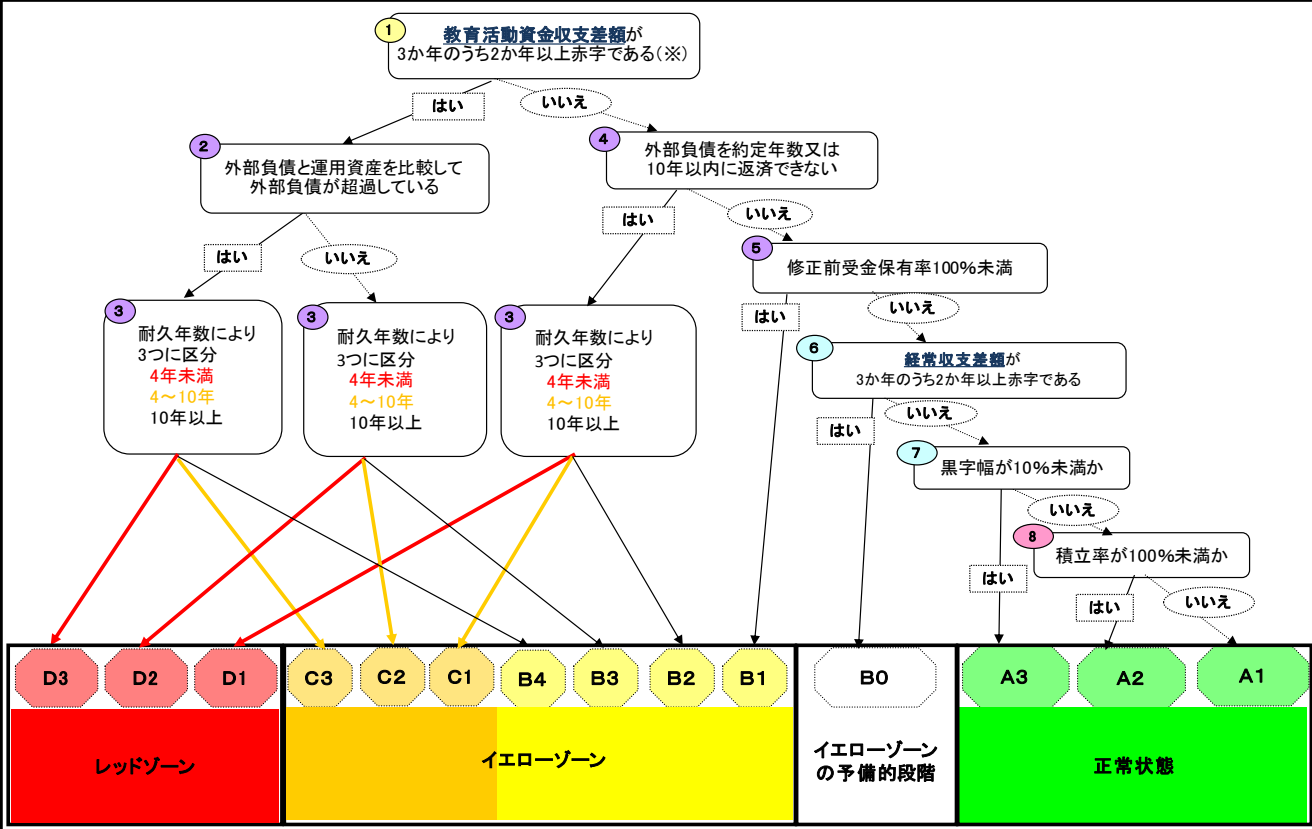
《文部科学省》  
—経営指導—

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

《私学事業団》  
—経営相談—

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

# ○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) H27年度～

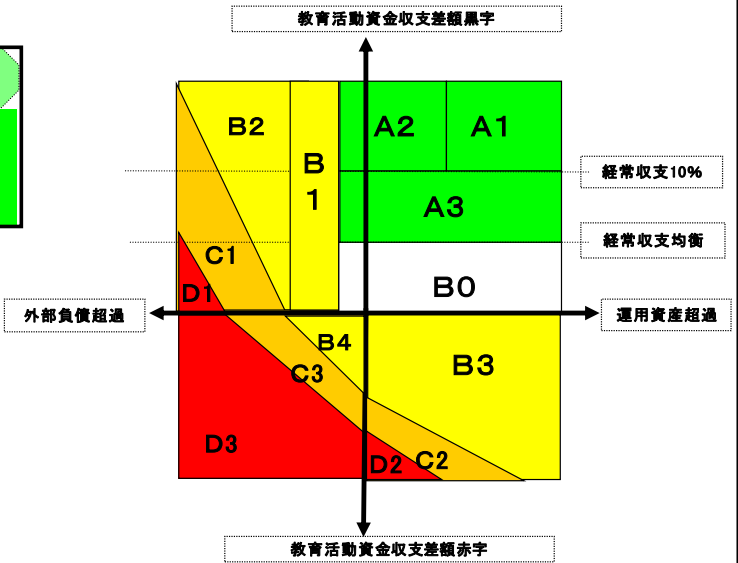


**1 教育活動資金収支差額**  
 一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

**2 3 4 5 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か**  
 教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

**6 7 経常収支差額**  
 経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

**8 積立率**  
 減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



**●教育活動資金収支差額**

**【教育活動資金収入】**  
 学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

**【教育活動資金支出】**  
 人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出 + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産とは現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とはあと何年で資金ショートするかを表わし、原則として修業年限を基準に設定(大学法人4年未満、短大法人2年未満、高校法人3年未満)
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計 + 教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計 + 教育活動外支出計)**
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け /届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
		・情報公開に関する規程
		・公益通報に関する規程

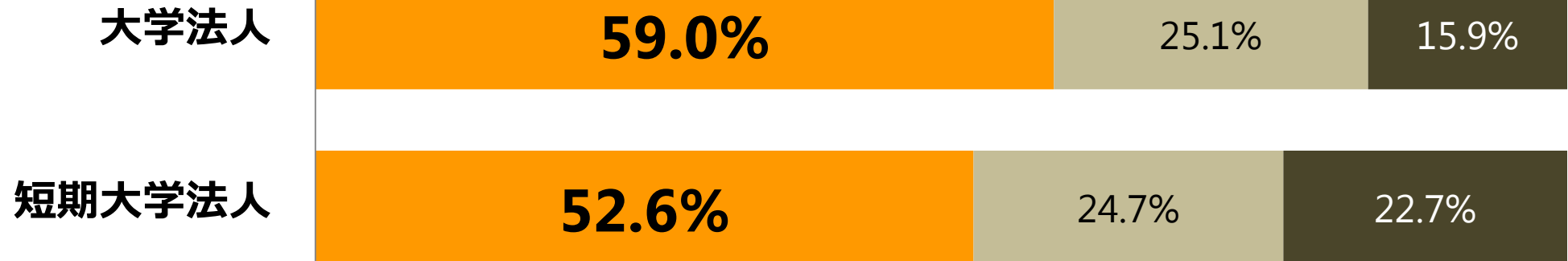
# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率(消費支出/学生生徒等納付金)の向上)
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

# 学校法人における中長期計画の策定等の状況①

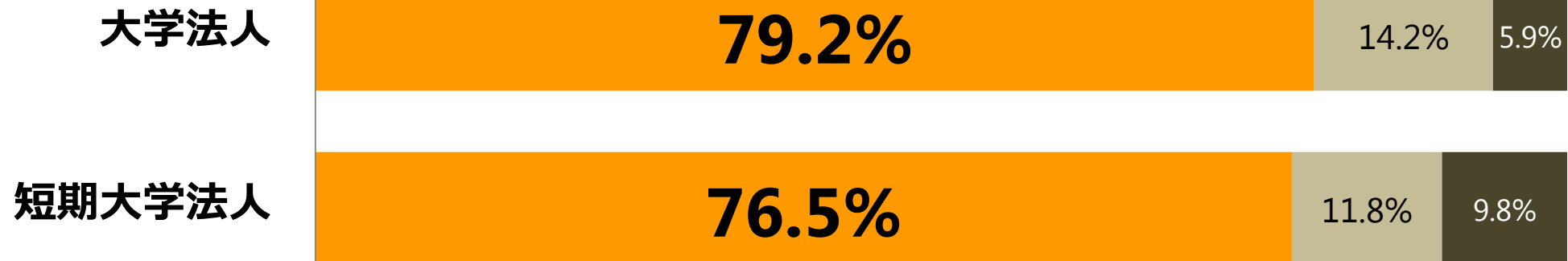
## 中長期計画の策定

■ 策定している ■ 策定の検討をしている ■ 策定していない



## 中長期計画の共有

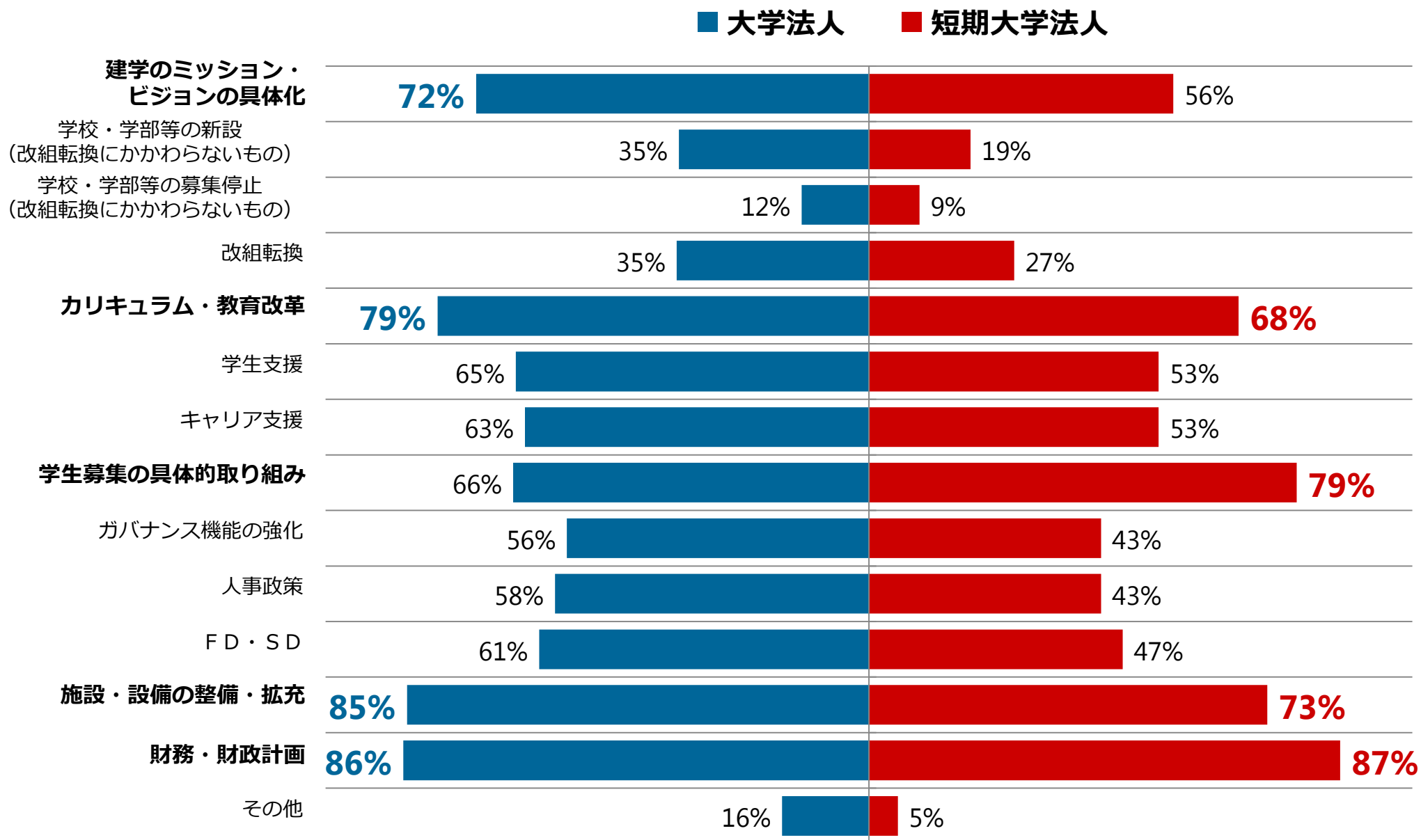
■ 法人全体で共有 ■ 各設置校の内部で共有 ■ 取り組みなし



出典：日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告」  
(平成27年3月(平成25年6月・26年1月調査))より文部科学省作成。

※以下の理由により、各区分の合計が100%にならない場合がある。 ・複数回答可の項目 ・未回答 ・小数点第2位の四捨五入

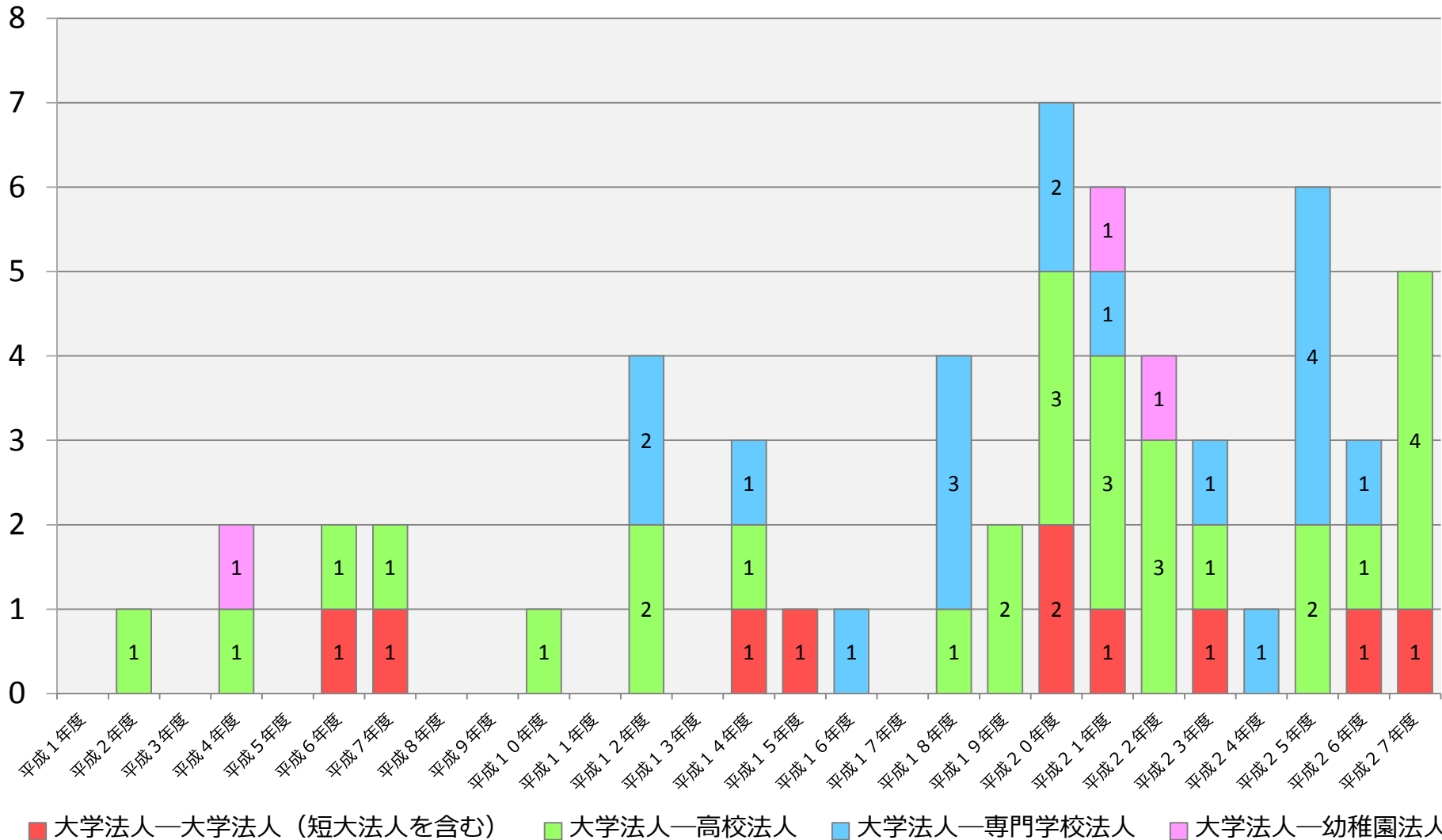
# 学校法人における中長期計画の策定等の状況②（中長期計画の内容）



# 法人の合併等

# 学校法人の合併（平成元年度以降）

学校法人の合併数は、近年、やや増加傾向が見られ、特に、大学法人と高校法人・専門学校法人間の合併が大きな割合を占めている。（平成元年度～27年度の合併数 58件）

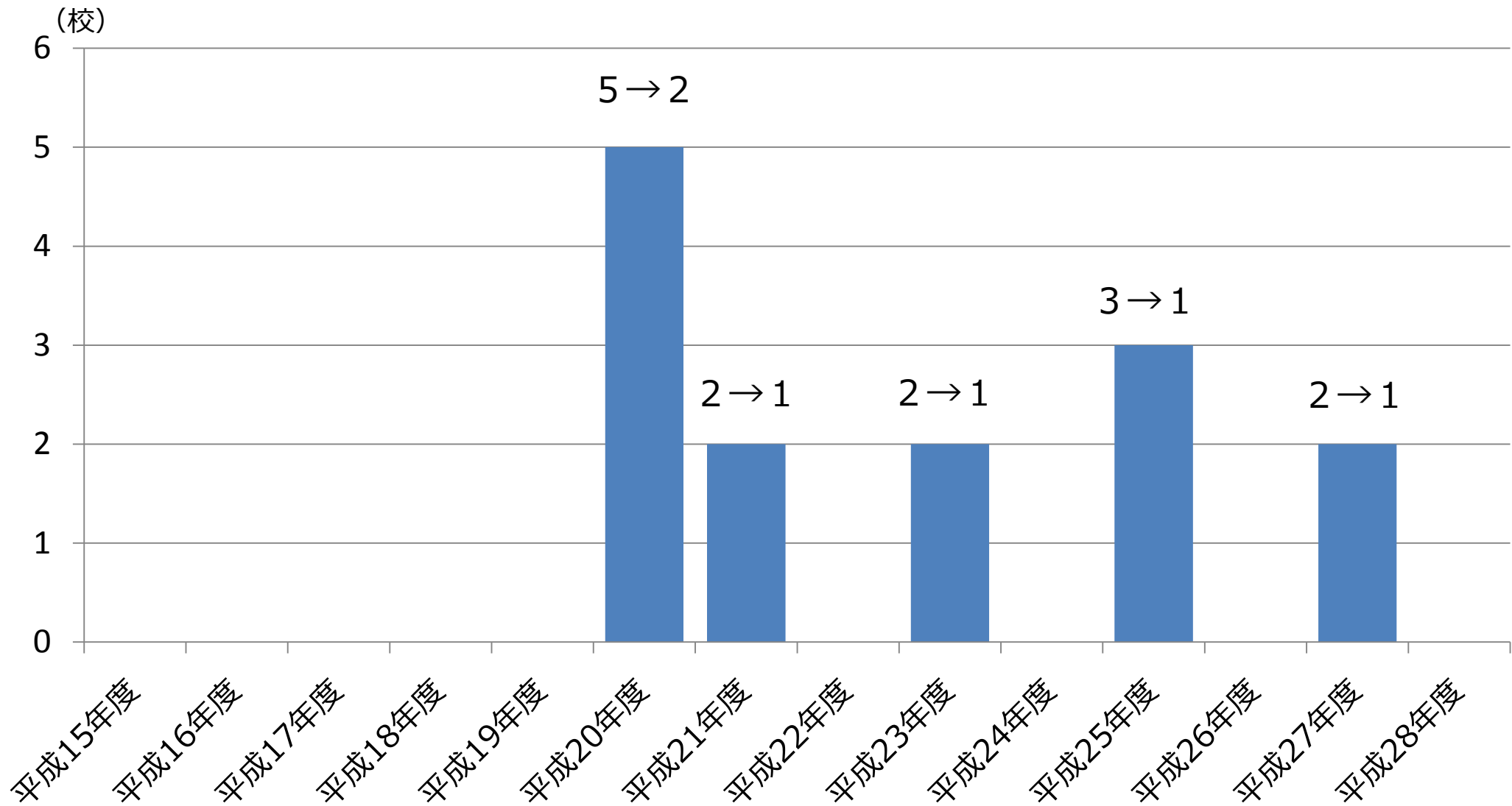


（出典）文部科学省調べ ※新法人体制の開始日を基に作成



# 大学の統合の推移（平成15年度以降）

平成15年から平成28年にかけて、全体として14校が6校に再編されている。



※短大から大学への改組は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 大学統合の具体的事例（学校法人常葉学園）

## 18歳人口の急減期

3大学の実績・特色を継承しつつ統合

## 教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化へ

- 1 より多様な高等教育を地域社会に提供
- 2 地域社会で活躍できる若手人材の育成
- 3 教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック
- 4 学生募集の強化
- 5 組織の集約・適正化

統合前(H24)	常葉学園大学（3学部）	富士常葉大学（4学部）	浜松大学（3学部）
入学者（充足率）	563(108%)	284(77%)	476(76%)
在籍者（充足率）	2,170(106%)	1,269(79%)	1,850(68%)

## 平成25年 同一法人内で統合

※キャンパスは静岡市・浜松市・富士市に所在

統合4年目(H28)	常葉大学（10学部（既存学部の再編8 + 新設2））
入学者（充足率）	1,812(108%)
在籍者（充足率）	7,010(102%)

### 効果

教育理念の明確化  
カリキュラム改善を中心に大学改革  
スケールメリット  
等

ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、  
学生募集の改善・定員充足

入試志願者数 H24(統合前・3大学合計) 約4,800人  
→H28(統合4年目) 約14,700人

### 課題

3キャンパスの更なる連携強化・融合

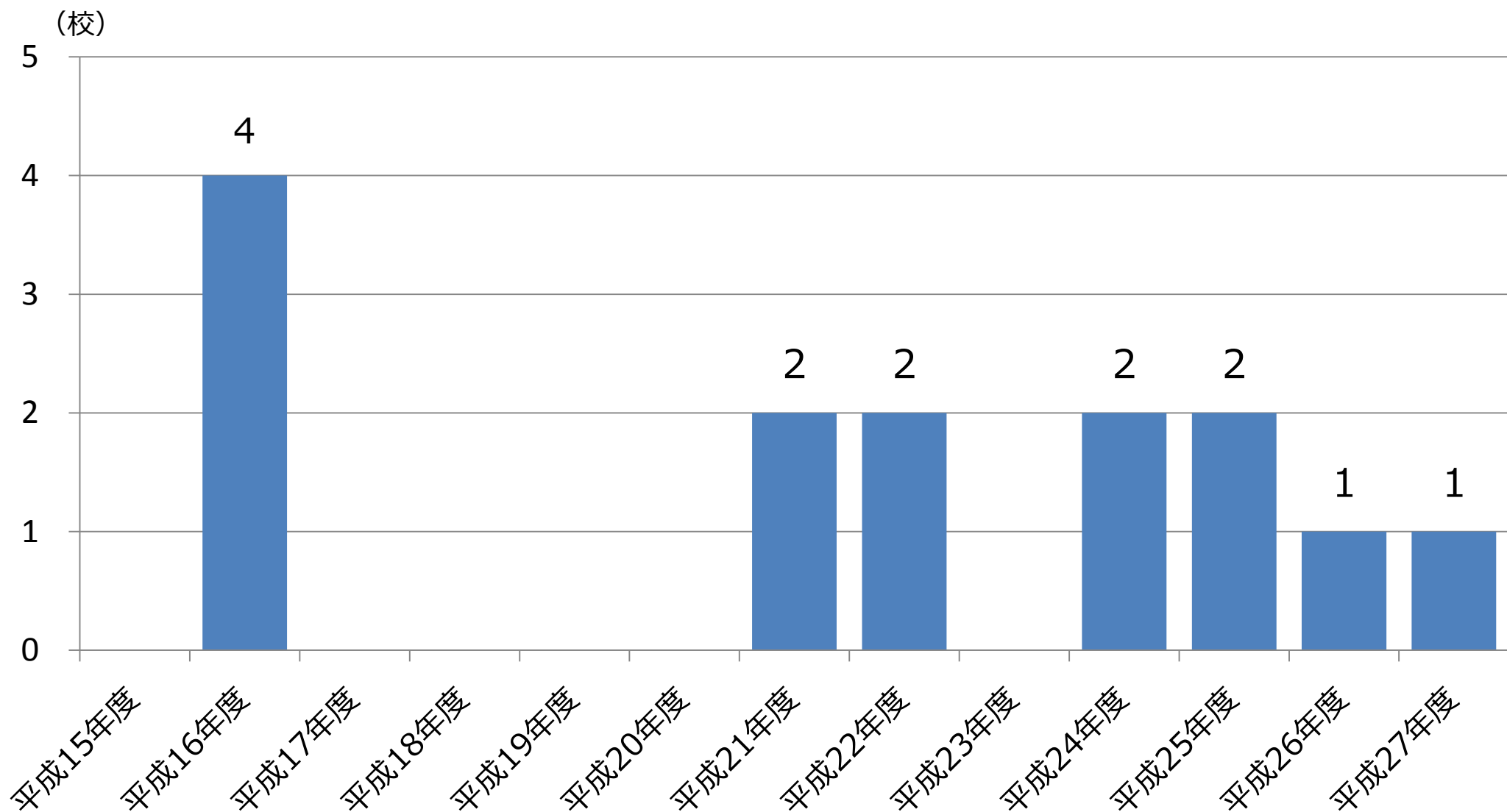
# 平成27年度 私立大学等経営強化集中支援事業（タイプB）における 他大学との連携、経営統合等の実施状況について

(単位：校)

	実施している	実施していない
他大学等と共同でのI Rの実施	8 (20.5%)	31 (79.5%)
他大学等と共同での学生募集の実施	17 (43.6%)	22 (56.4%)
他大学等と共同でのS Dの実施	20 (51.3%)	19 (48.7%)
他大学等との協定等に基づく、職員の人事交流の実施	1 ( 2.6%)	38 (97.4%)
他大学等との共同教育課程や共同のキャリア支援、共同の教育プログラムの実施 (※いずれかを実施していれば実施とする)	15 (38.5%)	24 (61.5%)
他大学等との協定等に基づく、学内施設・設備の共同利用の実施	8 (20.5%)	31 (79.5%)
大学コンソーシアムへの参加による単位互換制度の実施	24 (61.5%)	15 (38.5%)
学校法人の合併・分離、設置者変更、大学統合等の経営統合等の実施	1 ( 2.6%)	38 (97.4%)

※私立大学等経営強化集中支援事業（タイプB）は、三大都市圏以外に所在する収容定員2,000人以下の大学等のうち、収容定員充足率が50%~80%の大学等を対象としている。上記の実施状況は、平成27年度に当該事業に申請があった39校の実施状況。

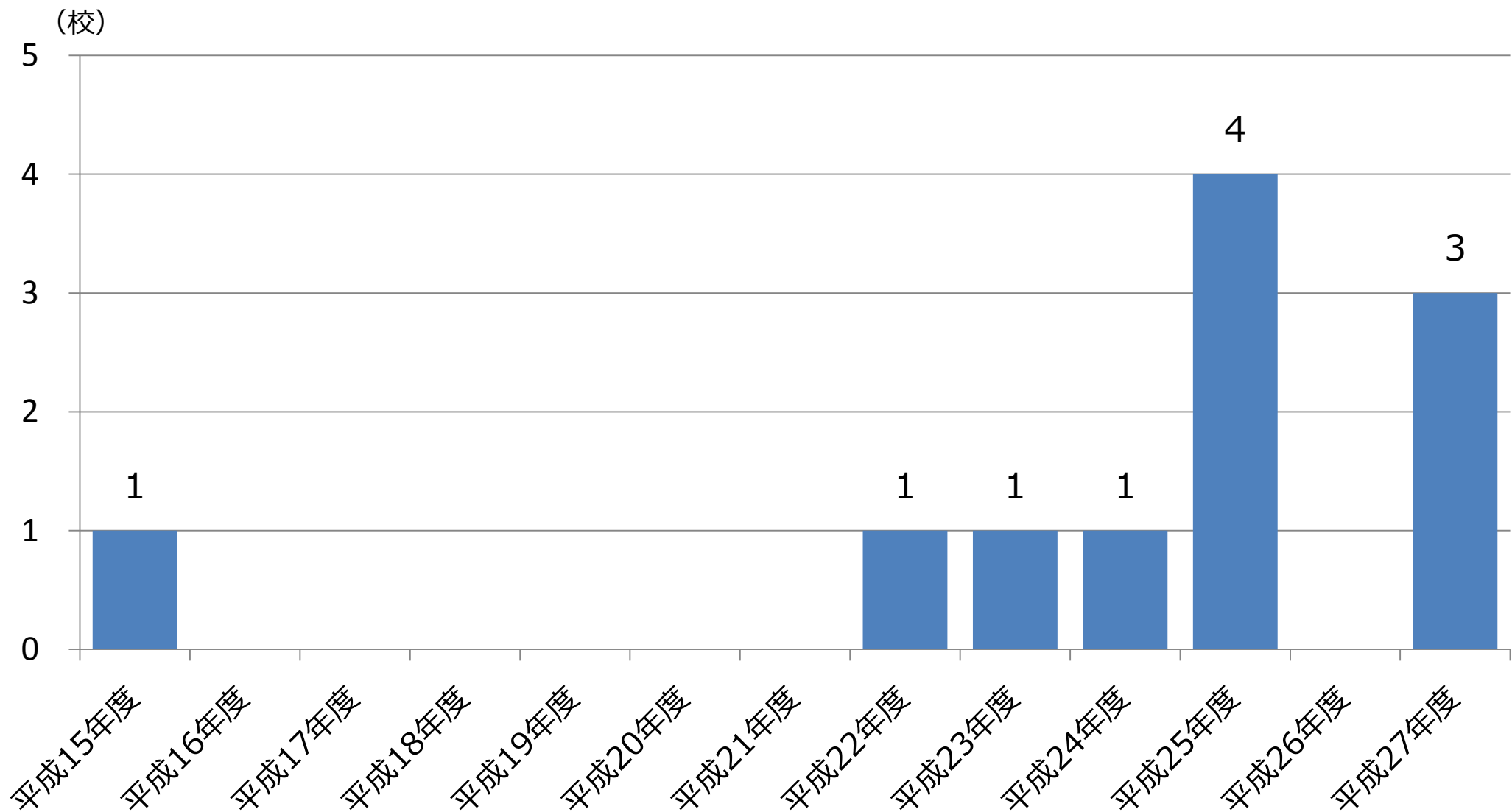
# 解散した文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降）



※他法人との合併に伴う解散は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 廃止された私立大学の数の推移（昭和30年度以降）



※他大学への統合に伴う廃止及び短大は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 文部科学大臣所轄学校法人の合併又は設置者変更の形態と 寄附行為（変更）認可申請手続き等の関係

区分	形態	寄附行為（変更）認可申請手続き等	申請期限
1. 合併（新設）	<p>学校法人A ⇒ 解散 a 大 学</p> <p>学校法人B ⇒ 解散 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 新設 学校法人C a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p>	<p>学校法人C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の認可申請（施行規則第6条） ※審議会への諮問は不要</li> </ul> <p>学校法人A 学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※解散認可申請手続き及び審議会への諮問は不要</li> </ul>	規定なし （随時可能）
2. 合併（吸収）	<p>学校法人A → 存続 学校法人A a 大 学</p> <p>学校法人B ⇒ 解散 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 存続 学校法人A a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の認可申請（施行規則第6条） ※審議会への諮問は不要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※解散認可申請手続き及び審議会への諮問は不要</li> </ul>	規定なし （随時可能）
3. 設置者変更 （新設分離）	<p>学校法人A → 存続 学校法人A a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 新設 学校法人B b 短期大学</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項, 第4条の2第2項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為の認可申請（施行規則第2条第3項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul>	<p>規定なし</p> <p>〔学校法人Bの申請と同時に申請が必要〕</p> <p>前々年度の 3月31日</p>
4. 設置者変更 （吸収分離）	<p>学校法人A → 存続 学校法人A a 大 学</p> <p>学校法人B → 存続 学校法人B b 大 学 c 短期大学 d 高等学校</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項, 第4条の2第1項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項, 第4条の2第2項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul>	<p>規定なし 前々年度の 3月末を目途</p> <p>規定なし 前々年度の 3月末を目途</p>

（注）・表中の「施行規則」は私立学校法施行規則を、「審議会」は大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）をいう。

## 関係法令(抜粋)

### ○私立学校法(昭和二十四年二月十五日法律第二百七十号)

#### (合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合には、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

#### (合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

#### (合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

### ○学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

#### (学校の設定廃止等の認可)

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八十二条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2~5 (略)

## 事業の全部又は一部を他の法人に承継させる手法

### 吸収分割

※医療法人の場合（学校法人には規定なし）  
※医療法の規定による制度

○医療法(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)

第六十条の三（略）

- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。
- 3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 吸収分割は、都道府県知事(吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
- 5（略）

第六十条の五 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

### 設置者変更(吸収分離)

※学校法人の場合  
※学校教育法の規定による制度  
(私立学校法には規定なし)

○設置者変更にあつては、寄附行為の変更が必要。

○寄附行為の変更については、原則として理事の過半数の同意が必要。

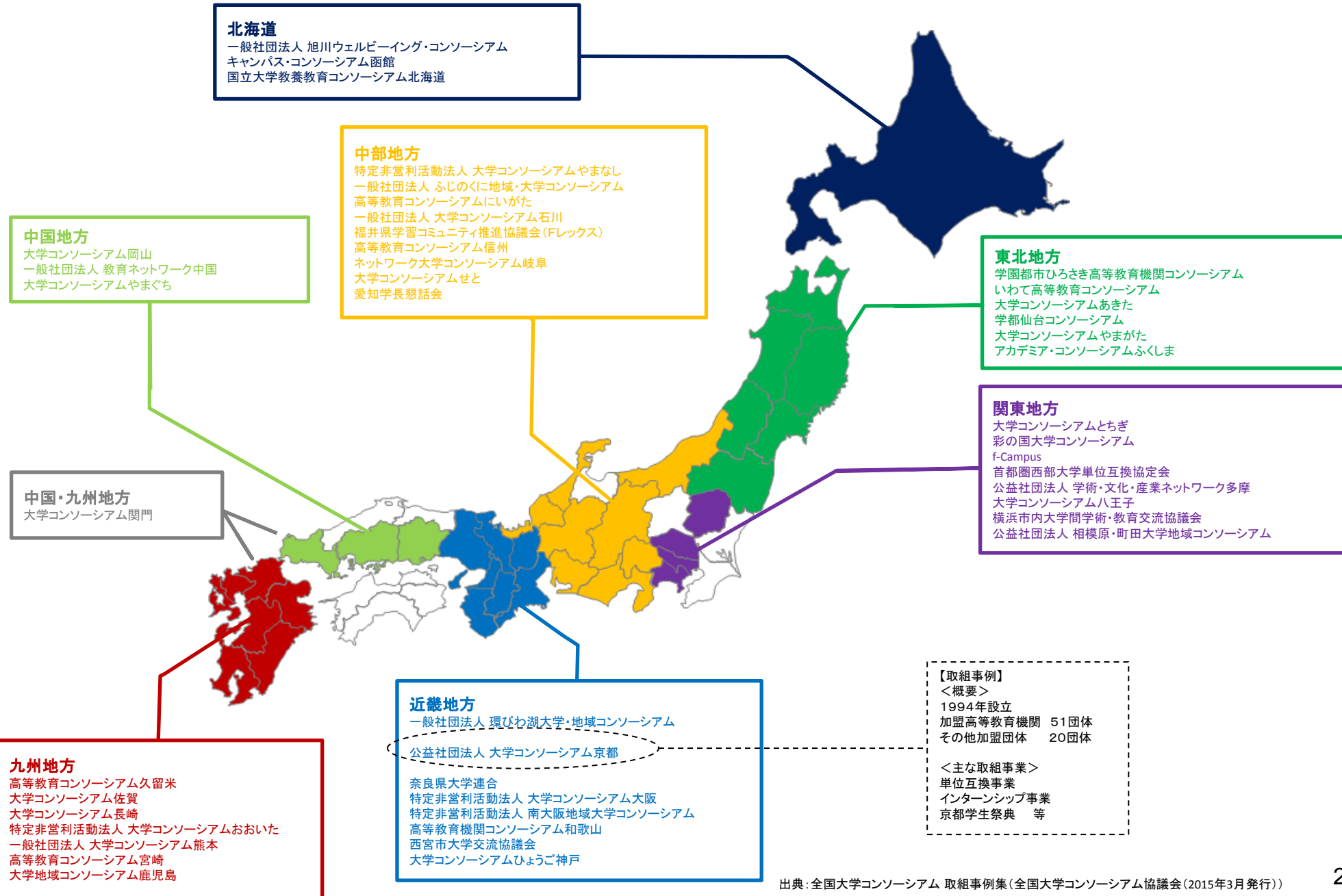
○寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

○債務の移転については、移転させる債務の債権者から個別に同意を取ることが必要。



# 全国大学コンソーシアム協議会加盟組織

※35都道府県45団体(2015年3月27日現在)



【取組事例】  
 <概要>  
 1994年設立  
 加盟高等教育機関 51団体  
 その他加盟団体 20団体

<主な取組事業>  
 単位互換事業  
 インターンシップ事業  
 京都学生祭典 等